

## 美瑛町地域防災計画の見直し概要

美瑛町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、美瑛町防災会議が作成する計画であり、美瑛町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関、町民等がそのすべてを挙げて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、実施すべき事務を定めることを目的に策定し、随時改正を行っている。

今回、災害対策基本法の一部改正に基づく避難情報等の名称変更等に伴う改正及び各種災害発生時の柔軟な緊急輸送に対応するため、臨時ヘリポートの開設予定地の拡充を行う。

### 【改正概要】

- ①令和3年5月20日付、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行により、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は「避難指示」に一本化された。  
これにより、「勧告」の記述を削除、「避難の種類及び発令基準」表及び「避難指示の発令」を修正する。
- ②各種災害発生時における地上輸送路寸断等に対応するため、町内全域に臨時ヘリポート開設予定地を拡充することを追加する。
- ③陸上自衛隊上富良野駐屯地の組織見直しによる防災会議の構成及び連絡先を修正する。
- ④上川総合振興局地域創生部の担当課の名称変更「地域政策課」→「危機対策室」による修正
- ⑤美瑛町総務課組織改革に伴う危機対策室（係）の設置「総務係→危機対策係」への修正
- ⑥十勝岳火山活動記録（令和3年以降の記録）を追加する。
- ⑦美瑛町に影響を及ぼす地震想定を北海道の想定地震・地震被害想定に整合
- ⑧町浄化センターの廃止に伴う修正
- ⑨（「死体」→「遺体」）を訂正する。

### 【主な改正内容】

別紙「新旧対照表」参照